

# ～高等教育の修学支援制度～

---

これまでの高等教育の修学支援制度の説明および  
「多子世帯への支援拡充」・「学業要件の変更」について  
【令和7年(2025年)4月開始】

# 高等教育の修学支援制度とは？

---

令和2年度からスタートした高等教育の修学支援制度とは、入学金と授業料の免除・減額と、  
※1原則返済不要の給付奨学金、二つの支援が同時に受けられる制度になっています。いずれも同じ条件のため、まずは給付奨学金の申請を行い、採用が決まると、入学金と授業料の免除・減額の対象にもなります。

※1 原則返済不要の奨学金ですが、※2学業成績が著しく不良だった場合は、これまでに支給された給付奨学金が貸与奨学金扱いとなり、全額返済いただくこととなります

※2 学業成績が著しく不良とは、授業への出席率が1割未満、修得した単位数が1割未満等

# 支援額は？？（令和6年度まで）

## 授業料等減免

学校種	支援区分	入学金上限額 (年額)	授業料上限額 (年額)	
大学	第一区分	260,000	700,000	
	第二区分	173,400	466,700	
	第三区分	86,700	233,400	
	第四区分	多子世帯	65,000	175,000
		理工農系	86,700	233,400
短大	第一区分	250,000	620,000	
	第二区分	166,700	413,400	
	第三区分	83,400	206,700	
	第四区分	多子世帯	62,500	155,000
		理工農系	62,500	155,000

ご確認ください！

本学では、給付奨学金の申請をし、採用が決定された方で授業料等を全額納入いただいた場合に、減免額を給付する方式を採用しております。予めご了承ください。

## 給付奨学金

学校種	支援区分	自宅通学	自宅外通学
大学・短大	第一区分	38,300	75,800
	第二区分	25,600	50,600
	第三区分	12,800	25,300
	第四区分	多子世帯	9,600
理工農系		支援なし	支援なし

- 入学金は、入学時の春採用（申請時期：4月～6月）で申請した方のみ適用となるため、秋採用（申請時期：9月以降）で申請した方、2年生以上の学生は対象外
- 授業料等請求額が完全に無償となるわけではなく、各支援区分において上限があるため、自己負担金が発生いたします
- 令和7年度入学生で、入学時に各種奨学金が適用されている場合は、適用後の授業料・入学金に対して支援が行われず
- 例①：指定校特別奨学金制度の奨学生となり、入学金30万円から10万円免除された  
☐差額の20万円に対して、支援が行われる
- 例②：前期、後期ともに大学入学共通テスト奨学生となった  
前期授業料は大学入学共通テスト奨学生が適用され0円となるため、前期授業料は減免対象外・入学金のみ減免対象、後期授業料については、修学支援制度適用後、大学入学共通テスト奨学生として差額を給付

# 令和7年度からの支援額は？

支援区分	年収目安	入学金及び授業料減免額	給付奨学金 (自宅通学)	給付奨学金 (自宅外通学)
第Ⅰ区分	～270万	満額減免	38,300	75,600
第Ⅰ区分(多子世帯)		満額減免		
第Ⅱ区分	270万～300万	2 / 3 減免	25,600	50,600
第Ⅱ区分(多子世帯)		満額減免		
第Ⅲ区分	300万～380万	1 / 3 減免	12,800	25,300
第Ⅲ区分(多子世帯)		満額減免		
第Ⅳ区分(理工農系)	380万～600万	【大学】1/3減免【短大】1/4減免	支援なし	
多子世帯	600万～	満額減免	支援なし	
第Ⅳ区分(多子世帯)	380万～600万	満額減免	9,600	19,000

- ◆ 令和6年度以前採用者も上記の金額が適用されます
- ◆ 満額減免について、入学金は大学で上限26万円・短大で上限25万円、授業料は大学で上限70万円・短大で上限62万円となります。
- ◆ 収入が第一区分～理工農系区分の基準に該当し、且つ、多子世帯にも該当する場合、入学金・授業料は満額減免、給付奨学金は多子世帯の月額ではなく、第一区分～第三区分の月額を受け取ることができます。(理工農系は給付奨学金の支援なし)
- ◆ 第四区分の理工農系学部と多子世帯、どちらにも該当する場合は、**多子世帯を優先**して、支援が行われます。

# 令和7年度からの支援額は？

令和6年度まで	令和7年度から
<ul style="list-style-type: none"><li>★ 扶養する子が3人以上、且つ、世帯収入が600万円程度と基準があった</li><li>★ 減免額は満額の1/4</li><li>★ 資産要件の上限額が 生計維持者が2人の場合：2,000万円未満 生計維持者が1人の場合：1,250万円未満</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>★ <b>世帯収入の基準を設けず、扶養する子が3人以上いる世帯が対象となる</b> ※経済的に自立した(社会人となった)兄妹がおり、扶養する人数が2人以下となった場合は対象から外れます</li><li>★ <b>減免額は満額</b> ※授業料等満額の減免とあわせて、給付奨学金の支援も受けることができる (第四区分の理工農系は除く)</li><li>★ 資産要件の上限額が 給付奨学金は・・・<b>一律5,000万円未満</b> 授業料減免は・・・<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <b>第Ⅰ区分～第Ⅳ区分であり、多子世帯でない場合：5,000万円</b> (生計維持者の数に関わらず)</li><li>◆ <b>多子世帯場合：3億円未満</b></li></ul></li><li>※ 例①：第Ⅰ区分の多子世帯ではなく、資産額1億円の場合は、給付・授業料減免いずれも対象外</li><li>※ 例②：第Ⅰ区分の多子世帯ではなく、資産額3,000万円の場合は、給付・授業料減免いずれも対象</li><li>※ 例③：多子世帯かつ資産額1億円の場合は、給付奨学金は対象外、授業料減免のみ対象</li></ul>

★資産に該当するものの範囲：現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等

# 支援区分の見直しがあります

---

- 毎年10月になると、申請時に提出するマイナンバーで、学生と生計維持者の住民税情報を日本学生支援機構が取得し、判定を行います。その結果、支援区分に変動があったり、支援区分から外れる場合もあります。
- 支援区分から外れた場合であっても、奨学生の資格が消失したわけではありません。次年度の10月に見直しが行われ、その結果、再度支援の対象になる可能性があります。

# 学業要件の適格認定があります

大学は毎年3月、短大は毎年9月と3月に学業要件の適格認定を実施します。  
結果は、下記のとおりに区分されます。（令和6年度実施内容）

- ① **継続**・・・次年度も継続して支援を受けることができます
- ② **警告**・・・次年度も継続はされますが、次回の適格認定において下記に該当しないよう注意！
  1. 修得した単位の合計数が標準単位数の6割以下であること
  2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
  3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること
- ③ **停止**・・・【警告事由2】に連続して該当した場合（警告事由1.及び3.に連続して該当した場合は、下記④となる）
- ④ **廃止**・・・次年度以降、支援を受けることができません
  1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
  2. 修得した単位の合計数が標準単位数の5割以下であること
  3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
  4. ②の警告事由の1.及び3.に連続して該当した場合

対象学生は、警告・停止・廃止の要件に該当することがないように、学業に努めてください

# 令和7年度から学業要件が見直されます

令和6年度以前  
に入学した学生  
もこの要件が適  
用されます

令和6年度までは・・・		令和7年度からは・・・	
警告となる要件	廃止となる要件	警告となる要件	廃止となる要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出席率が8割以下 →半期15回の授業のうち欠席が3回以上</li> <li>● 修得単位数が標準単位数の6割以下</li> <li>● GPAが学部等における下位1/4の範囲に属する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出席率が5割以下 →半期15回の授業のうち欠席が8回以上</li> <li>● 修得単位数が標準単位数の5割以下</li> <li>● 警告区分に連続して該当 ※ただし、GPAが下位1/4に連続して該当した場合に限り、廃止ではなく次の適格認定時まで【停止】となる</li> <li>● 修業年限で卒業又は終了できないことが確定したこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出席率が8割以下 →半期15回の授業のうち欠席が3回以上</li> <li>● 修得単位数が標準単位数の<b>7割</b>以下</li> <li>● GPAが学部等における下位1/4の範囲に属する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出席率が<b>6割</b>以下 →半期15回の授業のうち欠席が6回以上</li> <li>● 修得単位数が標準単位数の<b>6割</b>以下</li> <li>● 警告区分に連続して該当 ※ただし、GPAが下位1/4に連続して該当した場合に限り、廃止ではなく次の適格認定時まで【停止】となる</li> <li>● 修業年限で卒業又は終了できないことが確定したこと</li> </ul>

# 高等教育の修学支援制度を受けるには？

## ～令和6年度以前在学者～

### 《これまでに対象となっていない方》

- 申請期間等が確認でき次第、WebポータルやHPでお知らせします。申請期間内に必要な手続きを行ってください。

### 《令和6年度以前から対象となっている方》

- 令和6年度以前から対象となっている方（休・停止中を含む）は、支援機構から多子世帯の確認に係る連絡があった場合、大学を通して手続きを行っていたり、可能性がります。対象の学生にはWebポータルよりご連絡します。

## ～令和7年度新入生～

- 高校在学中に日本学生支援機構の給付奨学金を【予約採用】で申請、又は、進学後に【在学採用】で申請してください。
- ※予約採用で給付奨学金が不採用となっても、在学採用で採用される場合もあります。不採用となった方は、進学後に大学窓口へご相談ください。

予約採用者の場合、【採用候補者決定通知】が高校在学中に配付されます。進学後の手続きで必ず必要になるので、紛失しないよう、大切に保管し、進学後に提出してください。

※採用候補者決定通知を紛失した場合は、スカラネットより簡易版を印刷してください

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

### 令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和6年10月15日

登録番号	99999901-100-00999		交付書類コード= F
学年等	3年	10組	※ コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面にてご確認ください。
氏名	出席番号	A000001	
	学校用 見本 (カ'カウ'カ' ミホ)	様	
	* 99999901	#5999999	

独立行政法人日本学生支援機構

#### 1. 申込内容及び選考結果

第Ⅱ区分

申込内容	給付奨学金		貸与奨学金		入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金	第二種奨学金の審査を希望する	希望する	希望する
選考結果	給付奨学金(※4)		貸与奨学金		
	候補者決定		ア〜ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
	支援区分: 第Ⅰ区分		ア: 併用貸与(※1) イ: 第一種奨学金 ウ: 第二種奨学金		
	候補者決定		候補者決定		
要件確認	○	○	○	○	○
国際・在留資格等	○	○	○	○	○
家計に関する基準	○	○	○	○	○
学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○	○
高卒後の期間・高卒認定合格(見込)	○	○	○	○	○
マイナンバー関係書類の提出	○	○	○	○	○
その他必要書類の提出	○	○	○	○	○

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の併用を指すことを表します。  
 ※2 「○」は希望する・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類の不備未提出等の理由による判定不可を含む)、「-」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。  
 ※3 「その他必要書類の提出」の「その他必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合「履歴(南西) 証明書」等収入等に関する書類を指します。  
 ※4 給付奨学金の選考結果欄に【多子世帯○】の表示がある場合、第Ⅱ・第Ⅲ区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金不採用者のいずれかにおいても、令和7年度から実施する多子世帯としての支援を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」22ページ、又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページをご参照ください。

#### 2. 採用候補者となった奨学金の内容について

利用条件	給付奨学金(※1)	第一種奨学金(無利子)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
	社会的支援を必要とする人	支援区分: 第Ⅰ区分◆	併用貸与の利用可	
貸与額	最高月額利用: 可	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
返還方式	返済免除	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
保証制度	保証制度	機関保証	人的保証	人的保証
利率の算定方法	利率の算定方法	利率見直し方式	利率見直し方式	利率見直し方式

① 給付奨学金は、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの承認を受けた学校(普通大学等)に進学しなければ採用されません。さらに、利用条件に「(私立理工系)と記載のある人は、普通大学等のうち私立かつ理工系等の分野として国・地方公共団体から承認を受けた学校等に進学しなければ採用されません。給付奨学金の利用は「利用条件」欄に記載の「支援区分」を参照し、奨学金の学校の学校種別、設置者(国・公立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により異なります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年10月に見直されます。  
 ② 給付奨学金の支援区分に◆印がある人は生活保護受給者の自宅から通学する場合、又は、社会的支援を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額、月額(給付奨学金採用候補者のしおり)参照)と記載の(ウ)内の額となります。  
 ③ 給付奨学金の支援区分が併用貸与区分の人(「多子世帯」と記載のある人は多子世帯として支援を受けることができます。また、「(私立理工系)と記載のある人は、私立学校の理工系の学科に進学した場合に理工系として支援を受けることができます。  
 ④ 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「選考結果」欄の「選考結果」欄に改めて選択し直すことができます。「選考結果」欄の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制約があります。  
 ⑤ 第一種奨学金の貸付利率は、進学先の学校の学校種別、設置者(国・公立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照)の中から「選考結果」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用: 不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません(「最高月額以外の月額」からの選択となります)。また、給付奨学金を併用する場合は、第一種奨学金の貸付利率が制限されます。  
 ⑥ 海外大学進学者は「機関保証制度」/「人的保証制度」への両方の加入が必要です。  
**【注意事項】**  
 ① 本通知と同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。  
 ② 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学済みやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。  
 ③ 海外大学進学者は「貸与奨学生採用候補者のしおり」33ページに従って手続きを行ってください。

## 赤枠拡大

給付奨学金の選考結果欄に【多子世帯○】の表示がある場合、第Ⅱ・第Ⅲ区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金不採用者のいずれかにおいても、令和7年度から実施する多子世帯としての支援を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」22ページ、又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページをご参照ください。

※「給付奨学生採用候補者のしおり」「貸与奨学生採用候補者のしおり」は、採用候補者決定通知が封入された封筒に同封されています

### 【多子世帯に該当する場合の採用候補者決定通知】

選考結果	給付奨学金(※4)	貸与奨学金		
	候補者決定 支援区分: 第Ⅱ区分 【多子世帯○】	ア〜ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
		ア: 併用貸与(※1)	イ: 第一種奨学金	ウ: 第二種奨学金
		候補者決定	候補者決定	候補者決定

### 【多子世帯以外の区分に該当する場合の採用候補者決定通知】

選考結果	給付奨学金(※4)	貸与奨学金		
	候補者決定 支援区分: 第Ⅱ区分	ア〜ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
		ア: 併用貸与(※1)	イ: 第一種奨学金	ウ: 第二種奨学金
		候補者決定	候補者決定	候補者決定

「候補者決定」の記載がある奨学金が申請可能な奨学金となっています。進学前の段階では仮決定のため、進学後に改めて希望する奨学金の申請を行う必要があります。奨学金を希望するにも関わらず、進学後の申請を期限までに行わなかった場合、「在学採用」で再申請することになります。予約採用者で給付奨学金が不採用となっている方も、在学採用で採用となる可能性がありますので、再申請を希望する方は、進学後に大学窓口にご相談ください。

# 令和7年度からの多子世帯への 授業料等無償化に係るQ&A(抜粋)

## Q-1 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味か

A-1 申込時点の市町村民税情報に基づき、扶養する子供の数が3人以上であること。仮に子供が3人いたとしても、1人でも社会人となって扶養から外れていれば、子供の数は2人になり、対象外となる

## Q-2 多子世帯であれば、子供全員が対象となるか

A-2 子供を3人以上扶養している間に、2人同時に大学等に在学している場合は、2人とも対象となる。どちらかが卒業等により扶養から外れ、扶養する子供の数が2人となった場合は、多子世帯への授業料等無償化の支援は終了

## Q-3 多子世帯の考え方は、児童手当と異なるのか

A-3 この制度における支援は「扶養する子供が3人以上」の世帯としており、22歳となる年度末までの児童手当とは異なる。よって、大学を卒業した子供が大学院へ進学し、引き続き扶養対象となっていれば、大学に在学している子供は、支援の対象となる

**詳しい内容は、文部科学省のHPをご覧ください**→ [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/)

